

高齢者の方へ

# すまいの確保お手伝いします

## 大田区生活支援付すまい確保事業のご案内

建築調整課で実施の「住宅確保支援事業」で、民間賃貸住宅の入居契約に至らなかった高齢者の方に対し、以下の3つをサポートします。

- (1) 物件探しの支援** 不動産店への同行や不動産情報などの収集を行い、入居契約につながるようお手伝いします。
- (2) 入居後の安否確認** 電話などによる安否確認、訪問による見守りを行い、安心して生活できるよう支援します。
- (3) 家主等からの相談対応**  
対象の高齢者及び家主からの相談に電話等で対応します。

### 利用できる方

#### 高齢者世帯

区内に直近1年以上居住している65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上と60歳以上の者のみで構成される世帯  
※住宅確保支援事業において、入居契約ができなかった方

窓 口	場 所	電話/FAX番号
建築調整課 住宅政策担当	区役所本庁舎7階 11番窓口 大田区蒲田5-13-14	電話 5744-1449 FAX 5744-1558

# 相談窓口

## 大田区生活支援付すまい確保事業手続きの流れ

対象となる方は、「住宅確保支援事業」で、民間賃貸住宅の入居契約に至らず、引き続き支援を希望する高齢者世帯です。

建築調整課 住宅・空家相談窓口で相談後、事業申込み



「大田区生活支援付すまい確保事業実施（又は非実施）決定通知書」の送付（申込書等を区で審査した後、通知書を送ります。）



物件探し等のお手伝い



入居後、安否確認や見守りを定期的実施

※物件探しのお手伝い及び入居後の安否確認等は、委託事業者が支援いたします。

※入居後の安否確認や見守りは、入居された方全員が対象となりますので、ご承知置きください。